



令和8年度 業務改善助成金！

兵庫県の最低賃金は現在 **1,116 円**。例年 10 月に地域別最低賃金を引き上げ、改定後の金額を下回る従業員は、必ず賃上げしなければなりません(法令上の義務)。

【ここが業務改善助成金のスゴいところ！】 改定日(発効日)当日に上げると“法令を守っただけ”で助成金は出ませんが、**発効日の前日まで**に上げれば、同じ賃上げでも助成の対象に！「どうせ上げる賃金」を少し前倒しするだけで、設備投資の費用(助成率 3/4・最大 600 万円)が戻ってくるチャンスです。

業務改善助成金ってどんな助成金？

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の雇用保険被保険者の時給を最低 **50 円以上** 引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入など)を行った場合に、その費用の一部(最大 600 万円)を助成する制度です。次の表のとおり、対象人数と賃金引上げ額に応じて助成金額が決定します。

支給額や助成率は？ (50 円・70 円・90 円コース)

コース区分	①賃金 引上げ額	②引き上げる 雇用保険被保険者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模 30 人未満の事業者
50 円 コース	50 円 以上	1 人	30 万円	40 万円
		2~3 人	40 万円	70 万円
		4~5 人	70 万円	70 万円
		6~7 人	90 万円	90 万円
		8 人以上	110 万円	110 万円
		10 人以上 ※	130 万円	130 万円
70 円 コース	70 円 以上	1 人	40 万円	50 万円
		2~3 人	50 万円	100 万円
		4~5 人	130 万円	130 万円
		6~7 人	180 万円	180 万円
		8 人以上	230 万円	230 万円
		10 人以上 ※	300 万円	300 万円
90 円 コース	90 円 以上	1 人	90 万円	100 万円
		2~3 人	150 万円	240 万円
		4~5 人	270 万円	270 万円
		6~7 人	360 万円	360 万円
		8 人以上	450 万円	450 万円
		10 人以上 ※	600 万円	600 万円

※ 10 人以上の上限額区分は、特例事業者が 10 人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

助成率 **3/4**

(助成額は「設備投資等の費用×3/4」と「コース上限額」を比較し、いずれか低い方の金額です。)

「発効日の“前日まで”」がカギ！ — 上げなければならない賃金を、助成金に変える —

〈例〉兵庫県の最低賃金が(仮)10月1日に1,116円 → (仮)1,200円へ改定されると仮定した場合

× 10月1日(発効日)以降に1,206円へ引上げ → **法令を守っただけ。助成金は出ません**

○ 9月30日(発効日の前日)までに1,206円へ引上げ → **同じ賃上げが90円コースの助成対象に！**

つまり、「いずれ必ず上げる賃金」を前倒しするだけで、設備投資費用の**3/4(最大600万円)**が助成されます。

活用スケジュールと“タイミング”の注意点！

- 交付申請ができるのは令和8年9月1日以降。それより前は申請できません。
- 賃金引上げは「**交付申請の後**」かつ「**発効日の前日まで**」に行う必要があります(申請前に上げると対象外)。
- 兵庫県は例年10月初旬に改定があるため、今年も同様であれば、地域別最賃の引上げを利用して本助成金の賃上げする場合、賃上げの期間は**交付申請(9月)から発効日(10月初旬)までの短期間の勝負！**
- 設備投資(発注・支払)は「**交付決定後**」から。交付決定前の導入は対象外です。

①交付申請 (9/1~)	②賃金引上げ (申請後~発効日前日)	③交付決定	④設備等の導入 (交付決定後)	⑤実績報告→ 助成金受領
-----------------	-----------------------	-------	--------------------	-----------------

そのほかの主な要件・注意点！

- 本助成金は、①雇用保険被保険者で②雇入れ後6か月以上の労働者 のうち、最も低い時間給(事業場内最低賃金)が令和8年度の地域別最低賃金未満である事業場が対象です。
- 時間給とは基本給だけでなく、手当を含めて時間給に換算した金額です。
- 引上げ労働者数(助成金の人数カウント)となる労働者は雇用保険被保険者のみ(6か月未満でもOK)。
- 申請は同一事業所で年度内1回。事業主単位の年間上限額は600万円。事業完了は交付決定年度の1月31日まで。
- 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額は就業規則等に規定する必要があります。

特例事業者(物価高騰等要件) / 対象となる設備投資など

特例事業者:原材料費の高騰等により申請前6か月平均の売上高総利益率・営業利益率が前年同期比3%以上低下した事業者は、PC・タブレット等(新規購入)の購入が可能。また、「10人以上」区分(最大600万円)も対象になります。

こんな設備投資に活用されています！

機械設備の導入	システムの導入	よくあるNG(支給対象外)
<ul style="list-style-type: none"> ・ POS レジ ・ フォークリフト ・ 溶接機・加工機械 ・ 厨房機器 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客管理システム ・ 販売管理システム ・ 在庫管理システム ・ 勤怠管理システム など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン ・ LED 照明 ・ 自動車(今年度からNG) ・ 建物の改装費 など

※ 上記は過去の活用事例の一例です。助成対象となるかは、個別の設備内容・導入目的・申請内容により異なります。

本情報は、令和8年6月23日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問合せください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただきますが、当組合がお客様の申請を代行することはありません。



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら